

第\_\_\_\_\_号

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

### 源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書

あなたが、\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付でされた繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請については、次の理由により却下します。

なお、既に申請書の写しにより徴収猶予を受けている場合は、必ずその年分の確定申告書を提出しなければならないことになっていますから御注意ください。

(理 由)

## 源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書

### 1 作成目的

この通知書は、繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請について却下する場合に作成する。

### 2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 本文の中の「           年    月    日付」欄の空欄には、「繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書」の提出年月日を記載する。
- (2) 「(理由)」欄には、却下を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

### 3 教示文

却下の通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「    税務署長」及び「    国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。